

第16回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年11月8日(月)午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者等

(委員)

大串雅里, 岡安大助, 小野崎弘樹, 笠原幸治, 加納正佳, 河合良房, 富田善範, 山川隆司, 山田耕司, 山田美智枝, 吉橋由香(五十音順, 敬称略)

(ゲストスピーカー)

日本司法支援センター(法テラス)岐阜地方事務所常勤弁護士中澤康介, 同事務局長織田貴子(敬称略)

(事務担当者)

民事首席書記官, 刑事首席書記官, 岐阜簡裁庶務課長, 事務局長, 事務局次長, 総務課長, 総務課課長補佐

4 議事

(1) 新委員の紹介(自己紹介)

岡安大助委員

(2) 委員長あいさつ

(3) 県民生活相談センターの活動状況, 法テラスの活動状況, 簡裁における手続

(訴訟・調停など), 地裁における債務整理手続(破産・再生)の各説明

(4) 「法テラスの活動状況と裁判所との連携」について意見交換

別紙記載のとおり

(5) 裁判所からの報告

- ・ 岐阜地裁で実施した法廷見学ツアー

- ・ 岐阜地裁における裁判員裁判の実施状況

(6) 次回の意見交換の主なテーマについて

「裁判所利用者に対するアンケートについて」

「裁判所支部について」

(7) 次回期日

平成 2 3 年 5 月 2 3 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

(8) 裁判所委員会についてのアンケートについて

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京），司法改革大阪各界懇談会（大阪）」からの裁判所委員会についてのアンケートについて，岐阜地方裁判所委員会として回答することとした。

別紙

意見交換の要旨

(A委員) 法テラスの活動状況をお聴きしたが、実績はどのくらいあるのか。

(法テラス説明者「以下単に『法テラス』という」)

岐阜の法テラスにおける平成21年度の法律相談件数は約2400件、援助開始決定件数は785件となっている。また、法テラスの認知度調査をすることになっているが、認知度を上げるための広報活動も積極的に行っている。なお、詳細は、ホームページで見ることができる。

(A委員) 岐阜県の法テラスは、全国と比較して関係団体との連携はどうか。

(法テラス) 関係団体との連絡等を行うための地方協議会を年に2回行っており、岐阜市では今年の11月に行うこととしているが、今年は大垣市、昨年は可児市という具合に、岐阜市以外でも場所を変えて地方協議会を行っている。それ以外にも、担当者レベルで個別具体的な話をする機会を設けなければならないと考えているところである。

(B委員) 法テラスで行っている犯罪被害者支援業務についてお尋ねするが、同業務についても資力要件があるのか。

(法テラス) 犯罪被害者支援業務としては、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介、犯罪被害者国選弁護制度などがあり、国選弁護に関しては資力要件があるが、精通弁護士の紹介に資力要件はない。

また、犯罪被害者支援情報提供業務として、コールセンターを設けているが、こちらもだれでも利用できる。犯罪被害者の方の中には、自分の状況を話すだけでもつらいという方もあることから、被害者支援専用のダイヤルを設け、専門の教育を受けたオペレーターが対応している。そちらへ電話していただければ、その方に応じた支援情報を提供することができるようになっている。

(B 委員) 被疑者や被告人の国選弁護業務の目的であるが、国選弁護人は、再犯を起ささないことで地域の犯罪が減ることを目的としているのか、それとも被告人ら自身のために行っているものなのか。

(法テラス) 私は、その人が二度と犯罪を起さないようにということを考える。その人がより良い人生を送れるよう助力したいと考えており、一次的にはその人のため、ひいては地域のためということになると思う。

(B 委員) 本来働かなければいけないのに働かないためお金のない犯罪者などの場合、そうした人を守らなければならないのか、というところに疑問を感じる。

(法テラス) 悪い人をどうして弁護するのかという質問はよく受けるが、被告人は判決を受けるまでは無罪の推定が働いている。犯罪があったかどうかは分からないという前提で仕事をしているということである。

また、その人だけを責められるものではないという状況の場合もあり、その人が更生するために社会から孤立させないようにするという面もある。

(C 委員) 1人1人の更生がひいては社会のためになり、更生の道を歩むことが犯罪を減らすことになると考える。

(D 委員) 私は医療の現場に身を置いており、医療の現場で、認知症の患者を目にすることがある。そうした患者の中には、お金があるはずなのに家族からお金が渡されていない人などもいるが、家庭内のことなので、私からは何もできない。親に対する虐待が認められ、親子を引き離したが、親は子に会いたいと言っているケースもある。親が虐待を受けたことも忘れてしまうという場合もある。また、夫婦そろって認知症患者ということもある。こうした人たちに対してできる法的サポートはないか。

(法テラス) そうした患者の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度がある。患者に判断能力がなければ後見、程度が軽け

れば保佐，補助といったように，残存能力に応じた種類がある。家族のほとんどが知的障害を持っている場合もあるが，身内に後見人等となるべき人がいない場合には，社会福祉協議会等でお金を管理してくれることもある。

(C委員) そのあたりの話は，裁判所でいえば家庭裁判所で取り扱う事項となるが，状態の悪い高齢者に対し，裁判所では第三者後見人をお願いすることもある。成年後見制度は財産管理の問題であるが，裁判所と社会福祉協議会との連携を図ることも重要なことと考える。

(E委員) 弁護士が関与するのは法的問題，特に財産管理の問題であることが多い。親族がお金を使ってしまうということもある。名古屋市では，市民後見人を募集する動きがあるようだが，市民ボランティアなど，市民が持っている力を利用するという方向性で進めるのもよいと思う。

(D委員) 財産の管理は後見人をお願いするとしても，医療の選択まで後見人をお願いすることができない。誰をお願いできるのか，治療の選択を医師だけで決めてよいのかという問題がある。本来すべき治療ができないということにもなる。

(法テラス) そうしたことは，日弁連や各弁護士会でも今まさに問題としており，対応する法律案の検討などを行っているが，法的整備はこれからということである。

(F委員) 私がやっている相談業務の中では，どういう機関があるかということ振り分けて説明するだけという面があるが，それだけでも難しいのに，実際に相談を受ける側の機関も大変なのだった。

(C委員) 裁判所の相談窓口においては，制度の説明はできるが，相手の立場もあることから，手続の選択も一方当事者に対し「どうしたらよい。」と簡単には言えないところがあるため，特に民事関係の相談者などには満足いただけないことがある。

(E 委員) 法テラスに勤務されているスタッフ弁護士はよく頑張っておられ、頭が下がる。資料によると、岐阜県弁護士会では、131人の会員の内、法テラスと契約をしている一般契約弁護士は90人余となっている。法テラスが法務省管轄内の行政法人であることに批判的な向きもあることから、登録していない弁護士もいる現状だが、私は法テラスをもっと大きくしていきたいと思っている。法テラスの財源は急増し、5年間で7倍の330億円となっているが、世界的に見るとまだ少なく、韓国の半分以下、イギリスの10分の1以下といったところである。法テラスにはもっと財源が必要であることを理解いただきたい。

(G 委員) 本日のテーマは、「法テラスと裁判所との連携」ということだが、何をどう連携するのかイメージしにくかった。これまでの話は相談者のためにふさわしい窓口を紹介する際の連携が話題になっているが、それ以外の部分で連携がうまくいってないところがあるのか、どの部分の連携を想定しているのかを伺いたい。

(C 委員) 民事の司法制度について、本当に裁判手続等により救済が必要な人が申立てをしているか、守られるべき被害者の権利が守られていないのではないかということがある。一定の手続を踏んで紛争解決ができることを知らないで泣き寝入りする人、自力救済的な解決を求める人が出ることを防がなければならないが、手続を求める人にとって、法テラスなどのチャンネルが増えれば、裁判制度やその他の制度を理解いただく方が増え、制度がうまく機能するようになるので、裁判所と法テラスその他の機関がうまく連携する必要があることはもちろん、生活相談センターなどとの連携も必要となる。手続的にスムーズに進める観点からは、たらい回しにならないようなシステムを構築することも必要である。そうした点を含め、議論いただけたらよいと考えている。

(H 委員) 不当なお金を徴収されたとする外国人がある地域の法テラスで相談し

たことにより，訴訟手続に進むことができたということを知り，法テラスについて理解が深まったことがあった。法テラスは良い機関だと承知している。

(I 委員) 今日の話聞いて，大変勉強になった。虐待やDV，犯罪被害などについては，関係機関と連携をすることが必要と理解している。今後，その点の認識を深めていく必要があると思った。

(C 委員) これまで，紛争解決に向けて関連機関相互間で意見交換をするという機会が必ずしも十分ではなかったという面があるが，裁判所としては，引き続き法テラスと連携し，相互の理解をより深めていきたいと考えている。また，県生活相談センターとの連携も図っていきたいと考えている。連携に当たっては，関連機関に裁判所で取り扱う各種手続の理解を深めてもらう必要があり，そのためには，例えば，簡易裁判所の相談窓口では何ができて何はできないといったようなことを分かりやすく説明していく必要があると感じており，工夫していきたいと考えている。

以 上